

## 長岡西ロータリークラブ 名誉会員に関する内規

本クラブにおいて、名誉会員は以下のとおりとする。

1. 本クラブにおいて、名誉会員を設ける際は、次の手順によって行う。

クラブ定款第 8 条第 1 節に規定された「全般的資格条件」及び同条第 5 節に規定された「二重会員の禁止」をクリアしている／またはすることを前提とし、同条第 6 節に規定された資格を満たす名誉会員として本クラブの理事会において承認され、その後、同条第 2 節に規定されているとおりの RI への報告が完了し RI に登録された日をもって、名誉会員となる。なお、名誉会員の資格は、本人以外が引継ぐことはできない。

2. 本クラブにおいて、名誉会員は、次の資格及び義務を負う。

クラブ定款第 8 条第 6 節に規定された資格を満たしつつ、本クラブにおいては、会合等への出席の際はビジターとしての参加費をいただくこととする。また、同条同節に従い、理事会は、名誉会員の資格をその年度の最終日までの最長 1 年間とし、その継続は妨げないこととする。

会合参加費（通常の例会の場合）	ビジターに同じ価額
会合参加費（通常の例会以外の場合）	ビジターに同じ価額
その他の会合等	理事会によって決定した額

3. 本クラブにおいて、名誉会員の会員身分の存続については、以下のとおりとする。

その資格の期限が終了する前（RI への報告時期に間に合うよう）に、その年度の理事会において、決定することとする。

### 補則

1. 2019 年 12 月 19 日の臨時理事会において、本クラブにおける名誉会員の内規について審議され、素案が承認された。同日開催の第 1699 回例会において、内規であることを理由に会員に向けた報告事項で済ませた。
2. 2020 年 3 月 26 日の臨時理事会において内規の文言について修正がされ、正式に承認された。